

意見書案第 12 号

新型コロナワクチン接種後の健康状態の追跡調査の実施及び公開を求める意見書

政府は、新型コロナワクチンの安全性について「専門家による審議会で現在のところ重大な懸念はないとされている」と説明をしているが、その結論を支えるデータと分析の開示が必要である。全国の市民が各自治体に対して公的な情報開示請求を行い取得したデータを基に構築している「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」によれば、令和8年3月1日時点で全国158の市区町村から得た情報を基に、総計約5,300万回分の接種記録を集計した結果、接種当日と翌日の死亡者が704人確認されている。また、これらの死亡記録を分析したところ、最後の接種から約3か月から4か月後に死亡のピークがみられ、接種後半年以上にわたって死亡率が上昇する傾向があるとの指摘もあり、それらの死因は特定されていないが、国民の不安と信頼回復には至っていない。また、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度の認定状況については、令和7年12月23日時点で累計進達受理件数14,660件、累計認定件数9,412件、死亡一時金または葬祭料に係る累計認定件数1,059件が公表されている。しかし、前述の自治体データの分析を踏まえると、これらは健康影響の全体像の一部に過ぎない可能性がある。

全体像を把握するには、接種者と非接種者を追跡し、接種回数別、年齢別、接種後期間別に死亡や疾患発生状況を比較するなど、疫学研究を基にした分析が必要である。また、自治体が保有する予防接種記録、住民基本台帳、死亡情報及び国民健康保険団体連合会等が保有するレセプト情報を適切に匿名化・連結すれば、新型コロナワクチンについて一定範囲の追跡調査が可能になる。

よって、国においては、透明性と信頼確保のために、解析手法、対象期間、アウトカム定義、限界を明示した上で、新型コロナワクチン接種後の健康状態に関する追跡調査を実施し、その結果を速やかに公表することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月15日

釧路市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		